

## 平成29年度第3回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成29年5月25日（木）午前9時30分～午前10時20分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	
	(1) 新市立伊勢総合病院の名称及びシンボルマークについて ＜病院経営推進部＞
	(2) 伊勢市景観計画の変更について ＜都市整備部＞

### 1 新市立伊勢総合病院の名称及びシンボルマークについて ＜病院経営推進部＞

#### 概要

現名称の「市立伊勢総合病院」を引き続き新病院の名称とすること、また、より一層、愛され親しまれる病院を実現するため、新病院のシンボルマークを公募することについて、審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

#### (1) 新病院の名称

現名称は、長年にわたり市民に親しまれており、医師等の職員が望む名称である。新病院では、市民の命と健康を守るために、一般病棟における急性期の医療の充実をはじめ、回復期リハ病院・医療病棟・緩和ケア病棟を最大限活用することにより、地域の医療機関と連携し、切れ目のない医療を提供していくことから、引き続き「市立伊勢総合病院」の名称を使用することとしたい。

#### (2) シンボルマークの公募

- ・募集期間：平成29年7月14日～平成29年9月6日
- ・応募方法：郵送又は持参
- ・応募資格：どなたでも可能
- ・入選作品：最優秀賞・・・賞状、副賞5万円  
優秀賞・・・賞状、副賞1万円  
※入選者が高校生以下の場合、副賞は同額の図書カード
- ・審査：伊勢市病院事業として選考委員会を組織し、選考する。
- ・公募に係るスケジュール

平成 29 年 5 月に病院の方針決定、市議会協議を経て、7 月 14 日から公募、12 月に公表予定

**結 論** 公募スケジュールを一部調整し、提案された内容のとおり進めることと決定した。

**主な意見・補足等**

- ・新病院名称の継続について「伊勢病院」ではなく「伊勢総合病院」とすることについても院内で検討されたのか。  
⇒院内のアンケート、院内幹部会議において検討し現名称を継続とするもの。
- ・シンボルマークの公募スケジュールについて、12 月の市議会委員会の日程に留意し調整することとされた。

**資 料** 付議事項書

## 2 伊勢市景観計画の変更について <都市整備部>

### 概要

本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観を後世に引き継いでいくため、景観計画を変更（河崎地区を重点地区に指定、太陽光発電施設を届出対象工作物に追加）することについて審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

#### （1）河崎地区を重点地区に指定

・景観計画区域は、一般地区、沿道景観形成地区、重点地区の3地区に区分され、重点地区とは、次の項目に該当する区域を指定し、特色ある景観の形成を図る地区。行為の規模に関わらず、原則すべての行為が届出対象となり、景観形成基準は地区の特性に応じて定めている。

- ・歴史的まちなみの景観を保全すべき区域
- ・賑わいのある景観を保全または創出すべき区域
- ・自然景観、眺望景観を保全すべき区域

・河崎地区は、かつて勢田川の水運を利用して発展した商業の中心地で、「伊勢の台所」として活気にあふれていた。まちの随所に残る町屋や蔵からは、問屋街として繁栄した当時の面影を感じることができるが、時代の移り代わりの中で、このまちなみが徐々に失われつつある。

当地区の歴史文化を後世に伝えるため、町屋や蔵の比較的集積する箇所を重点地区に指定し、良好な景観を形成するとともに、これらの構築物の保全、再生を図る。

#### ・これまでの取組

～平成24年度：NPO法人伊勢河崎まちづくり衆と三重大学浅野研究室の共同研究により、河崎地区における景観形成の素案を作成。

平成25年度～26年度：河崎連合会との意見交換や住民への聞き取りを重ね、平成26年11月に住民説明会を開催。

平成27年度：住民による「河崎町景観形成検討会」を立ち上げ、重点地区の範囲や景観形成基準の地元案を作成

平成28年度：重点地区（案）内の住民へ聞き取りを行い、河崎地区全体を対象とした住民説明会を開催。

#### ・重点地区の状況

【現在】内宮おほらい町地区、二見町茶屋地区

【変更後】内宮おほらい町地区、二見町茶屋地区、河崎地区

(2) 太陽光発電施設を届出対象工作物に追加

近年、太陽光発電施設が急速に普及しているが、これらは面的な広がりから、離れた場所からも視認され、景観に多大な影響を与えることが懸念される。こうした中、三重県では平成 29 年 1 月に三重県景観計画を変更し、太陽光発電施設を届出対象工作物に位置づけた。本市においても太陽光発電施設を届出対象工作物に位置づけ、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づき景観への配慮させることで、良好な景観の形成を図る。

・届出の対象

一般地区

〈太陽光発電施設単体〉

- ・高さ 10m を超えるもの。
- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの。

〈建物と一体になって設置されるもの〉

- ・建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5m を超え、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが 10m を超えるもの。
- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの。

沿道景観形成地区、重点地区

- ・規模に関わらず、原則全ての行為が届出の対象

**結 論** 提案された内容のとおり進めることと決定した。

**主な意見・補足等**

- ・重点地区（河崎地区）の届出に係る強制力はどの程度か、また太陽光発電施設の届出についてはどうか。  
⇒景観法のなかで規制可能であるが、現在そこまで実施した例はない。太陽光発電について行政指導として対応する。
- ・太陽光発電施設の届出の対象は三重県の景観計画と違いがあるのか。  
⇒三重県景観計画では、高さ 13m を超えるものが対象であるが、当市は、10m としている。

**資 料** 付議事項書